

「江戸川区立都市公園及び江戸川区立児童遊園」の指定管理者への指定管理業務を行う職員の給与を補助金で支払うとした決定を取消すことを求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 134 号

受理年月日 平成24年12月 4日

付託年月日 平成24年12月11日

陳情者
.

陳情原文

1 江戸川区補助金等交付規則に該当しない

江戸川区補助金等交付規則の第二条「補助金等」とは、江戸川区が公益上必要がある場合において、. . . . (区長が指定するものを除く。)をいうとあり、また、第二条の二「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務または事業をいうと記されています。

補助金等は江戸川区が公益上必要がある場合の事務または事業とあることから考えると、指定管理者基本協定書の締結により、「江戸川区が公益上必要がある事務または事業」を発注した時点で、受注者に公益性のある事務または事業でなくなります。

区が行う事業の受注受託者の業務または事務の補助金等交付規則でいう公益は、区が満足させています。また、契約事務規則の落札者・指定管理者基本協定書第24条の再委託者などが、この補助金等の交付の対象となるため、補助金交付申請書の提出ができることとなり、区行政に混乱をもたらす危険もあります。決定を取消すことを求め、交付規則の適正化を図ることから必要であると考え、決定の取消しを求める陳情とします。

2 江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書で締結され、算定済である

この基本協定書の第2章業務の範囲と補助金交付申請書に添付書類の(3)えどがわ環境財団収支予算書から支出説明は一致しています。

この予算書の支出は基本協定書の業務を行うに必要な経費として、指定管理者は認識したうえで、基本協定書第6条本業務に係る経費のうち必要な額を、江戸川区と協議のうえ定めた金額で基本協定書に合意し、締結しました。経費の認識を示す資料は添付(2)です。

したがって、補助金交付申請書にある職員の給与等は算定済であり、江戸川区の決定は不当です。この補助金の決定により指定管理者基本協定書第23条(4)本業務の遂行が困難と認められたときに該当し、補助金の決定は意味をなさず、補助金は支払えません。

3 本件の資料として、(1)補助金交付決定内容と申請書(各1枚)2枚。(2)えどがわ環境財団収支予算のうち支出を示す説明書11枚。(3)基本協定書の第2章(業務の範囲・指定管理料)3枚。(4)決定関与者一覧1枚。(5)申請書收受登録票1枚を添付いたします。

つきましては、「江戸川区立都市公園及び江戸川区立児童遊園」の指定管理者への指定管理業務を行う職員の給与を補助金で支払うとした決定を取消すことを求めたく、陳情いたします。